

事業主の
みなさまへ

「労働保険の年度更新」のお知らせ

平成28年度の申告・納付は6月1日(水)から7月11日(月)までに

事業主は、新年度の概算保険料を納付するための申告・納付(労働保険の保険料に関する法律第15条)と前年度の保険料を清算するための確定保険料の申告・納付(労働保険の保険料の徴収等に関する法律第19条)の手続きが必要です。

労働保険の年度更新の手続きが必要な事業場に対しては、厚生労働省から、年度更新用の申告書類が6月1日(水)までに送付されます。

当該書類がお手元に届きましたら7月11日(月)までに申告・納付手続きを完了していただきますようお願いいたします。

手続きが遅れますと、政府が労働保険料・一般拠出金の額を決定し、さらに追徴金(労働保険料・一般拠出金の10%)を課すことがありますのでご留意願います。

問合せ先 群馬労働局総務部労働保険徴収室 ☎027-896-4734 又は ハローワーク富岡 ☎62-8609

自動車税・軽自動車税の納付は5月31日(火)までに忘れずに!

◆納期限までに、お近くの金融機関、役場またはコンビニエンスストアにて納付してください。

◆障害者手帳などをお持ちの方で、障害の程度など一定の条件を満たしている場合には、申請により自動車税・軽自動車税が減免になる制度があります。該当する場合には、軽自動車税は5月24日(火)までに、自動車税は5月31日(火)までに申請してください。なお、両方お持ちの方は、どちらか1台のみの減免となります。

※継続検査用の納税証明書について

自動車を譲渡する場合には納税証明書も一緒に渡し、自動車を譲り受ける場合には納税証明書も一緒に受け取りましょう。

問合せ・申請先

●軽自動車税 下仁田町役場 住民税務課 税務係 ☎82-2113

●自動車税 富岡行政県税事務所 ☎63-2245 または 自動車税事務所 ☎027-263-4343

平成28年度「夏期巡回ラジオ体操会」が下仁田町で開催されます!

かんぽ生命、NHK、全国ラジオ体操連盟が共同で主催する「夏期巡回・特別巡回ラジオ体操・みんなの体操会」(43日間・全国43会場)に申込みをしたところ、下仁田町が選ばれました。

参加者1000名を目指しておりますので、「健康づくり」のために皆様是非参加してみませんか!!

【開催日】平成28年8月21日(日)

【会場】下仁田中学校校庭(雨天時:下仁田中学校体育館)

【問合せ先】教育課 生涯学習係 ☎82-2115

※詳細につきましては、順次、広報・ホームページ等でお知らせしていきます。

まちなかラジオ体操 ~ラジオ体操に参加するだけで、スクラムポイントがもらえちゃう!~

町商業協同組合では、8月21日(日)に行われる「夏季巡回ラジオ体操会」に先立ち、町民の健康増進とイベントをより一層盛り上げるため、まちなかラジオ体操を開催します。皆様の参加をお待ちしています。

開催日 5月8日(日)~8月14日(日)までの毎週日曜日(全15回)

開催時間 午前6時30分~午前6時45分

開催場所 こんにやく体験道場広場

イベント内容 ラジオ体操に参加した方に、1,000円お買い上げ分の10ポイントを贈呈します。

※ラジオ体操に参加の際は、スクラムカードをお持ちください。

人権擁護委員を紹介します

平成28年4月1日付けで小井土登喜司さん(小坂地区)が法務大臣から人権擁護委員に委嘱されました。人権相談・人権啓発・人権救済など各種の人権擁護活動の場でご活躍いただきます。

なお、前任の齋藤清さん(小坂地区)にはご尽力いただき大変ありがとうございました。
問合せ先 住民税務課 住民係 ☎82-2112



『人権擁護委員の日』全国一斉特設人権相談


前橋地方法務局及び群馬県人権擁護委員連合会では、人権擁護委員法が施行された日(昭和24年6月1日)を記念として、特設人権相談所を開設します。

子どもに関すること、家庭内や近所のもめごとなど、人権問題や困りごとで悩んでいる方は気軽にお越しください。料金は無料で秘密は固く守ります。

なお、特設相談所へお越しになれない方につきましても、通常どおり前橋地方法務局及び各支局で電話相談等を受け付けておりますので、お気軽にご利用ください。

日時 6月1日(水) 午後1時～4時
場所 下仁田公民館3階 ボランティア室
問合せ先 前橋地方法務局人権擁護課 ☎027-212-4466
全国共通人権相談ダイヤル ☎0570-003-110

人権相談	
日時	5月19日(木) 午後1時～4時
場所	下仁田町公民館3階ボランティア室
問合せ先	住民係 ☎82-2112



行政相談	
日時	5月11日(水) 午前9時～午後1時
場所	下仁田町役場101会議室
問合せ先	総務課 行政係 (内線302)

創業支援の相談窓口を設置しました。

地域における創業を目的として下仁田町では「創業支援事業計画」を策定しました。

この計画を推進するために、町内で創業を希望する方への相談窓口を役場1階農林商工課に設置し相談対応を随時行うとともに、商工会・金融機関等と連携し創業前から創業後のフォローアップまでの協力体制をとっています。

今後講習会やセミナー、相談会などの各種事業「特定創業支援事業」を実施していきます。

開催される内容については今後チラシ等配布されるものをご確認ください。

「特定創業支援事業」を受けた方には証明書を交付します。

【証明書が交付されるメリット】

(1) 株式会社設立時の税の軽減

創業前の方が株式会社を設立する場合には、登記にかかる登録免許税が軽減されます。

※資本金の0.7%の登録免許税が0.35%に減免(最低税額は15万円のところ7万5千円)

(2) 信用保証枠の拡充

融資限度額が、1,000万円から1,500万円に拡充されます。

(3) 信用保証枠の特例

融資申込可能期間が、創業2か月前から対象となる特例について、事業開始前6か月前から利用の対象となります。

問合せ先 農林商工課 商工係(内線342)

『オオキンケイギク』は法律で栽培が禁止されます



黄色い花を咲かせる「オオキンケイギク」

1 オオキンケイギクをご存じですか？

5月から7月頃にかけて鮮やかな黄色い花を咲かせるオオキンケイギクは、地域の生態系に影響を及ぼす種として外来生物法※で「特定外来生物」に指定されている植物です。

かつては道路の法面緑化などに利用されていましたが、とても繁殖力が強く、在来の野草を脅かし、生態系に悪影響をおよぼすことが分かったので、現在では新たに植えたり種をまいたりして拡げること、保管や運搬についても同法により禁止されていますので、ご自宅等にオオキンケイギクが咲いている場合には、駆除をお願いします。

※特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の略称です。

2 駆除の方法について

(1)根ごと丁寧に引き抜いてください。(残根から容易に再生します。)

(2)引き抜くことが困難な場合、花を摘み取り処分することでも種の拡散を防ぎます。

(3)引き抜いたものや摘み取った花は種の拡散等を防ぐためビニール袋などに入れ、その場で2～3日天日干しして枯れさせ、燃えるごみで出してください。

※自治会活動等で大量に処分する場合は、お問い合わせください。

【問合せ先】

下仁田町役場 保健環境課 環境係 ☎82-5490 群馬県自然環境課 自然環境係 ☎027-226-2872

環境省関東地方環境事務所野生生物課 ☎048-600-0817

また、環境省のホームページには詳細な説明が掲載されていますのでご覧ください。

・ <http://www.env.go.jp/nature/intro/index.html>

食品衛生責任者養成講習会開催について

現在、食品の製造、販売等に従事している方については、食品の営業(許可業種)に対し、1つの施設に最低1人以上の食品衛生責任者が必要となります。

また、これから食品関係の仕事を始めたい人、食品衛生知識を高めたい人も今回の講習を受講することにより食品衛生責任者となる公的資格を取得することができます。

●お申込み方法

日	6月6日(月)	6月7日(火)・6月5日(金)
時間	午前10時～午後4時	午前8時30分～午後5時
場所	富岡合同庁舎3階 中会議室1	富岡合同庁舎1階 保健福祉事務所内

定 員 80名

申込料金 8,000円を持参して下さい

※申込みは代理の方でも結構ですが、受講者の正確な住所、名前、電話番号、生年月日を控えてきて下さい

※上記都合のつかない方は、前もって連絡の上事務局へお申し込み下さい。

●講習会

日 時 7月13日(水)午前8時50分～午後4時40分

会 場 富岡合同庁舎 小会議室1～3(※富岡合同庁舎所在地:富岡市田島343-1)

●問合せ先 甘楽富岡食品衛生協会 富岡市田島343-1 富岡保健福祉事務所内

☎64-4141 FAX67-7610